慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「政治」の中のメディア言説 : 水俣病新聞報道に関する一考察
Sub Title	Media Discourse within "Pohtics": A Case Study of Minamata-byo Reports and Texts
Author	大石, 裕(Oishi, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.12 (2004. 12) ,p.399- 424
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	根岸毅教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041228-0399

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「政治」の中のメディア言説

――水俣病新聞報道に関する一考察――

大石裕

一　問題の所在
二　言説分析の批判性――合意、正当な論争、そして逸脱
三　水俣病に関する新聞報道
　(一)　出来事の物語化とニュース・バリュー：対立と紛争
　(二)　出来事の物語化とニュースの物語①：紛争の発生―展開―終結
　(三)　出来事の物語化とニュースの物語②：報道の中立性、そして客観報道との関連で
四　「潜在化（non-event, non-issue）」する水俣病
　(一)　「地域振興」という物語、そして儀礼としての選挙
　(二)　「中心＝われわれと周辺＝彼ら」という物語
五　結　び

一　問題の所在

一九九五年、当時の村山富市首相は、水俣病患者に対して公式謝罪を行った。それに関しては、「水俣病、村山首相が陳謝、政府救済問題で最終解決策を決定」（朝日新聞、一九九五年一二月一五日、夕刊）という見出しで報じられた。その翌日の朝日新聞は、社説の中で次のような主張を展開した。

「……その解決に四十年も要したのは、私たちの社会や国の制度に大きな欠陥があることを教えているのではないか。司法による救済も十分には機能せず、被害者らは差別を受けながら、地域社会の中で放置されてきた。経済大国とか先進国とかいわれるのさえ恥ずかしい思いだ。……政府が終始、企業を擁護し、被害の拡大防止に消極的だったことは、様々な証言で明らかになっている。いまならとても許されないようなことが産業優先の旗の下にまかり通っていた。国民の多くが経済発展に満足し、九州や新潟といった地方の出来事と軽くみていたことも否定できない。」（朝日新聞、一九九五年一二月一六日、朝刊）

また、翌年の水俣病訴訟の和解（関西訴訟は除く）によって、水俣病をめぐる地域紛争は、一応の「決着」が図られた。この件に関しては、「水俣病未認定患者の救済をめぐり、水俣病被害者・弁護団全国連絡会議（全国連）がチッソと国、熊本県を相手に争っている訴訟（原告患者数計約二千人）で、二二日の福岡、大阪両高裁と熊本、福岡、京都各地裁に続いて、二三日、東京高裁と東京地裁でもチッソとの和解が成立、国と県に対する訴えが取り下げられた。」（朝日新聞、一九九六年、五月二三日、夕刊）と報じられている。その前日には、「一六年…笑顔なく『よく体がもった』水俣病訴訟和解」という見出しで、やはり次のような記事が掲載されている。

「笑顔はなかった。水俣病未認定患者の救済を訴え、行政責任を追及し続けてきた大半の裁判が二二日、終わった。国の責任を最後まで追及できなかった無念。十六年という気の遠くなるような年月への思い。裁判所の中で、熊本の自宅

で、原告たちは、ただじっと耐えているかのようだった。しかし、『水俣』からの問いかけは、これからも続ける。」（朝日新聞、一九九六年、五月二二日、夕刊）

こうした社説や記事の中に、水俣病をめぐる諸問題が集約されている。なかでも、社説の中の「被害者は差別を受けながら、地域社会の中で放置され」、「国民の多くが経済発展に満足し」、「地方の出来事を軽く見ていた」という指摘は重要である。というのも、この見解は、近代日本社会（特に戦後日本社会）が「生産力ナショナリズム」（栗原彬）によりながら急激な工業化を進める中で、公害問題をはじめ多くの社会問題が生み出されてきたこと、そしてそうした状況の枠内で「発展」をとげていた地域社会が、この種の社会問題に被害者としてかかわらざるをえなかった人々に対する排除と差別を生み出す場になっていたことを明確に表現しているからである。

水俣病は日本社会に多大な衝撃を与え続けてきた。この深刻な社会問題は、様々なメディアによって報じられ、記録され、そして日本社会のみならず、国際社会でも記憶されるようになった。この過程で、日本のマス・メディアが、この社会問題をめぐって生じた社会運動を積極的に支持し、その推移を記録し、この問題の記憶や想起に寄与してきたことは否定できない。しかしその一方で、石牟礼道子は、その著書『苦海浄土』の中で、「マスコミなどはよそものの中のよそものである」（石牟礼、一九六八：二七三）と断言している。「よそものの中のよそもの」であるマス・メディアに属するジャーナリストたちが、水俣病を報道する過程で、このように評される自らの立場をどの程度認識し、自覚していたかは、いくつかの報告はあるものの、それほど定かではない。とはいえ、水俣病報道に関しては、後述するように、ジャーナリスト自身による批判もいくつか見られるのも事実である。

本稿の目的は、こうした水俣病報道とそれに対する批判について、言説分析に依拠しながら考察を行うことにある。その後、いくつかの課題について論じることにしたい。それは、一九五四年から一九五九年にかけての、いわゆる水俣病初期報道の時代に、このような深刻な社会問題が日本のマス・メディア、特に新聞によってなぜ

積極的に報道されなかったのか、それに代わって、その当時「水俣」の何が報道されていたのか、という問題である。この場合、水俣病は社会的な事件あるいは出来事として認知されない状態、すなわち「出来事の潜在化（non-event）」、そして出来事自体は認知されながらも、争点として社会的に顕在化しない状態、すなわち「争点の潜在化（non-issue）」、という問題についての検討が必要となる。

それに加え、水俣病に関する報道が行われた場合でも、その記事は、水俣に関する他の記事、そして熊本県レベルでの他の記事、さらには全国レベルでの他の記事と連動しながらその意味や評価が形成され、確定されてきたはずである。こうした社会的かつ歴史的文脈の中での水俣病報道についても検討することも、本稿の重要な課題である。これらの作業が水俣病の被害者の置かれた社会的位置づけと密接にかかわるのは当然である。

このような問題関心からニュース分析を行う際、きわめて有用な視座を提供すると考えられるのが批判的言説分析である。そこで以下では、この分析視角や分析手法について論じることにしたい。

二　言説分析の批判性――合意、正当な論争、そして逸脱

マス・コミュニケーションという社会過程を分析する際、伝達されるメッセージの生産・消費（受容）過程における様々な権力作用について考察を行うことの重要性は、広く認識されるようになった。従って、近年のオーディエンス研究や言説分析においては、送り手から受け手へメディアを介してメッセージが伝達されるという一方向的な図式は採用されない。というのもこの図式の中心には、マス・メディア（あるいは送り手）から受け手としての大衆に対する効果ないしは影響という問題が中心に据えられてきたからである（大石、二〇〇四参照）。

それとは異なり、言説（あるいはテクスト）分析では、テクストは「読み手の産物」（フィスク、一九八七＝一九

九六：二二）と把握され、それは「不安定で、制御不可能」（同：二五）なものと見なされている。同時に、「テクストとは、テクストを生産するさまざまな諸力と受容の諸様式との間のコンフリクトの場」（同：二三）と位置づけられている。ここでは、テクスト生産とテクスト消費（＝受容）とは別個の行為として把握されることなく、両者は連関するものと理解されている。そして、テクスト生産とテクスト消費という、連関する一連の過程を指し示すのが「言説実践」という概念である（Fairclough, 1995: 57）。

それに加え、言説実践という概念が、テクストとそれを取り巻く社会文化的構成をつなぐ役割を担っている点は重要である。言うなれば、言説実践という社会過程が、社会文化的構成を形成・再生産し（時には変化させ）、それとは逆に社会文化的構成が言説実践を枠づけるという観点が採用されているのである。また、社会文化的構成の形成や再生産、さらに変革は、社会文化的実践として動態的に把握されている。従って、社会文化的実践とは、テクスト生産・消費という過程、すなわち「コミュニケーションという事象を構成要素の一部とする、社会文化的な行為」（*ibid*: 57）と把握されることになる。同時に社会文化的実践には、そうした「文化的（価値とアイデンティティが関心の対象となる）」側面と同時に、「経済的」さらには「政治的（権力とイデオロギーが関心の対象となる）」側面が存在する（*ibid*: 62）。

この点に、言説分析の批判性を見出すことは容易である。なぜなら、以上の点を踏まえるならば、例えば国民国家における支配的な社会文化的実践によってテクストや言説実践が枠づけられる状況を見出すことが可能になり、そしてその状況の中に支配の過程と同時に抵抗の契機を発見できると考えられるからである。このように、「テクスト―言説実践―社会文化的実践」という三者の連関という視座に立つならば、開放的で多義的な読みを生み出す可能性をもち、また対立や紛争の場としてとらえられるテクストにしても、「この多様な社会状況は、リベラル多元主義がモデル化したような、ほぼ平等な諸集団による調和した関係を意味しているわけではなく、

支配と従属の関係として理解されるべきもの」（フィスク、一九八七＝一九九六：二六）と把握されうることになる。

こうした「支配と従属」の関係は、以下の二つの局面に分類することができる。第一の局面は、オーディエンスがテクストを読む際に準拠する、複数のコードの間に存在する支配・階層関係である。確かにオーディエンスは、テクストを多様に読解する可能性を有してはいるが、その一方で社会の多数派が用いる（と見なされる）コード、すなわち「支配的コード」（Hall, 1980）が存在するのも事実である。わけても、社会の安定度が高い場合には、社会の構成員が支配的コードに依拠しながらテクストを読解する可能性が高くなる。

第二は、そうした支配的コードの作用と連動する、テクストの産出過程と産出されたテクストに対してジャーナリズムが、主として言葉を用いて行う意味づけに関する局面である。特にマス・メディアの場合、支配的コードに依拠しながら、テクストが産出される傾向が強くなる。というのも、社会的影響力が強大で、大規模な市場を標的とするマス・メディアの場合、以下に見るようにテクストの産出過程では様々な影響力が働くからである（McNair, 1998: 13-16. 大石、二〇〇四、参照）。特にニュース・テクストの生産過程の場合、①政治的圧力（政治エリートによる検閲、ロビー活動、規制など）、②経済的圧力（経営者からの圧力、市場の力など）、③技術的な可能性と制約（電子的なニュース情報の収集技能、インターネットなど）、④情報源の戦術と戦略（情報の統制・管理、広報など）、といった主としてマス・メディアの外部から行使される影響力や圧力が存在する。それに加え、⑤ジャーナリズムに内在する専門家としての文化（倫理、特有の規範、慣行、組織的圧力、そして締切りの圧力など）がニュース生産過程に対する影響力、さらには圧力として作用する。

こうした諸力に加え、ニュースの生産過程に対する重要な圧力ないしは影響力として、（特にマス・メディア組織の）ジャーナリストの間で共有されるニュース・バリューをあげることができよう（大石、一九九八a。大石ほ

か、二〇〇〇参照)。ニュース・バリューは、通常は個々のジャーナリストによって内面化されており、日常活動の中で意識される傾向は低く、そのぶん可視性が低い圧力と言える。ニュース・バリューについては、それをここで言う「ジャーナリズムに内在する専門家としての文化」の一つに位置づけることも可能である。ただし、その一方でニュースの生産過程においてマス・メディア外部から様々な圧力や影響力が働いた結果として、あるいはそれらを集約する価値基準としてニュース・バリューを位置づけることもできる。

図1　合意、正当な論争、逸脱の空間構成

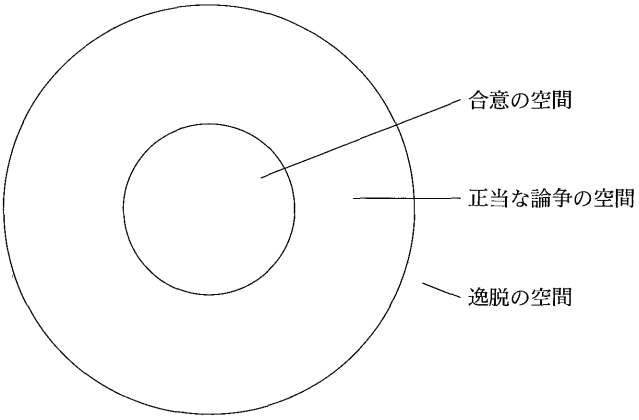

出典：Hallin, D.C.（1989）p. 117より作成。

このような圧力や影響力の中で、ニュース・テクストは、概して支配的コードを基準として組織的に編成され、産出されるわけである。そして、その過程で支配的コードそれ自身が集約され、強調され、そして出現する空間がマス・メディアなのである。ただしこの支配的コードの可視性は、以下で論じるジャーナリストとオーディエンスとの間で共有され、自然化されている「ニュースの物語」によって低下する場合がある点に留意する必要がある。

この種の問題を具体的に検討し、分析する上で参考になるのが、アメリカのテレビ・ジャーナリズム（特にベトナムの戦争報道）の社会的影響をきわめて簡略化かつ単純化して示した理念的な図式、「合意、正当な論争、逸脱の空間構成」である（図1）。それぞれの空間は、次のように説明されている（Hal-

lin, 1989: 116-118)。

①合意の空間――この空間には、ジャーナリストや社会の大部分の構成員にとっては論争とはならない社会的事象が位置している。ここでのジャーナリストの役割は、合意されている価値を支持し、賞賛することにある。

②正当な論争の空間――ここは客観性が求められる空間である。政治過程において既得権益をもつ主要なアクターが認識する争点に関する、選挙での論議や正当な論争がこの空間で行われる。この空間では、客観性とバランスがジャーナリストにとっては最も重要な価値である。

③逸脱の空間――この空間で活動する政治的アクターや政治的主張は、ジャーナリストや社会の政治的主流派によって、価値のないものと見なされる。この空間では、政治的合意に違反したり、それに挑戦したりする人々は、ジャーナリズムによって公の場に立たされ、非難され、公的な政治の場から排除される。

社会的出来事やその当事者は、ジャーナリズム活動の中で、これら三つのいずれかの空間に組み入れられることになる。前述したように、特にマス・メディアのニュースに関しては、この過程の中心的な決定要因が社会の支配的コードである。支配的コードを含めた社会の価値の分布は、テクストを取り巻く社会文化的実践によって形成され、再生産されている。もちろん、社会的な問題や争点、あるいはそれらを提起する人々や組織が、これら三つのいずれの空間に組み入れられるかは社会によって異なるし、またある一つの社会の中でも歴史的に変化する。ここに、テクスト生産とテクスト消費という言説実践が、文化変容あるいは政治・社会変動と連動する可能性を見出すことができるのである。

三　水俣病に関する新聞報道

以上概観してきた言説分析に関する考察を参照しながら、ここでは水俣病に関する新聞報道とそれに対してこれまで行われてきた評価について検討してみる（表1参照）。なお水俣病報道の歴史は、以下のように区分されている（高峰、二〇〇四：一二八）。

第一期――一九五六年～一九五九年：公式確認～見舞金契約まで。
第二期――一九六〇年～一九六八年八月：空白の八年～新潟水俣病発生。
第三期――一九六八年九月～一九七三年七月：政府による公害認定と裁判闘争、保障協定。
第四期――一九七三年八月～一九九五年：未認定患者の闘いと政府の解決策
第五期――一九九六年～　：関西訴訟と現在

水俣病報道の先駆けと言われているのが、一九五四年八月一日に熊本日日新聞が報じた「猫てんかんで全滅、ねずみの激増に悲鳴」という記事である。その後、西日本新聞はこの病気が人体に及んできたことについて、一九五六年五月八日に「死者や発狂者出る、水俣に伝染性の奇病」と報じた。同じ頃（一九五六年五月）、チッソ附属病院が水俣保健所に「奇病」患者の多発を報告した。これが、水俣病の「公式確認（発見）」と呼ばれている。

この時期から、水俣市、熊本県、厚生省（当時）、熊本大学医学部、水俣漁協などが、この問題に取り組み始めた。それに対応して、水俣病が報道される機会も増大していった（図2）。先に示した「合意、正当な論争、逸脱の空間構成」に拠るならば、この段階に至り、水俣病をめぐる地域紛争は、「逸脱」から「正当な論争」へと、その位置づけを変化させたと評価できよう。こうして水俣病は、日本社会の「公害の原点」として位置づけられるようになり、この問題に対する社会的な関心も高まっていった。なお、「公害」という概念については、

表1　水俣病略年表

1908年8月	水俣に日本窒素肥料株式会社発足。
1953年	この頃より、水俣湾周辺一帯で「ネコ踊り病」によりネコ多数死亡。
1953年12月	水俣市出月で1名（5歳）発病（後日水俣病と確認された最初の患者）。
1955年	この頃より、水俣湾周辺で胎児性水俣病患者多発。
1956年5月	チッソ附属病院、水俣保健所に原因不明の奇病患者4名を報告（水俣病公式発見）。
7月	熊本県、水俣病の原因究明の調査研究を熊本大学長に正式依頼。
1957年1月	水俣漁協、チッソに対して有毒汚悪水の放流中止を申し入れ。
1959年7月	熊本大学医学部研究班、「有機水銀」説発表。
8月	水俣漁協、チッソ工場と交渉を開始。工場側の回答に漁民が怒り、交渉会場に乱入。
11月	県漁連主催不知火沿岸漁民総決起大会開催、工場側に操業中止を申し入れたが拒否されたため、漁民が工場に乱入。警官隊と衝突して多数の負傷者が出る。 チッソと不知火沿岸漁協は熊本県知事らの漁業補償斡旋案を受諾。
12月	チッソと水俣患者互助会は、「見舞金協定」を締結。
1965年6月	新潟水俣病公式発表。
1968年9月	熊本水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物であることを政府統一見解として発表。
1973年7月	水俣病患者とチッソとの間で補償協定成立。
1988年2月	最高裁、水俣病刑事事件で上告棄却の決定、元社長及び工場長の有罪確定。
1995年12月	「水俣病対策について」閣議決定、政府の公式謝罪。
1996年5月	全国7裁判所で、水俣病被害者弁護団全国連絡会議とチッソとの間で和解成立。
2004年10月	最高裁「水俣関西訴訟」において政府と県の行政責任を明確に認める。

出典：橋本道夫編（2000）の「水俣病年表」をもとに作成。

「主には私企業や公共事業体が、部分的には住民自身が、その有害排出物によって、自然環境や生活環境、地域住民の健康や生命、生活を侵害する現象をさすもの」（飯島、一九八四：三）と説明され、定義されている

その後の、環境問題の深刻化と一九六〇年代後半から活発化した住民運動、さらにはこの問題に対する政治エリート、世論、産業界などの認識の高まりにより、「公害」という言葉と概念は日本社会に普及し、定着するようになった。その結果、一九七一年に環境庁が発足し、同年に水俣病第一次訴訟で原告勝訴の判決が下されるなど、水俣病をはじめとする公害問題は緊急の政策課題として日本社会で広く認識されるようになった。それと同時に、環境保護ないしは自然保護といった価値観が日本社会に普及し、やはり図1によるならば、それらは「合意の空間」へと位置づけを変えていったと見ることができる。もちろん、一九七〇年代後半から八〇年代にかけ

図2　朝日新聞西部本社の水俣病関連記事

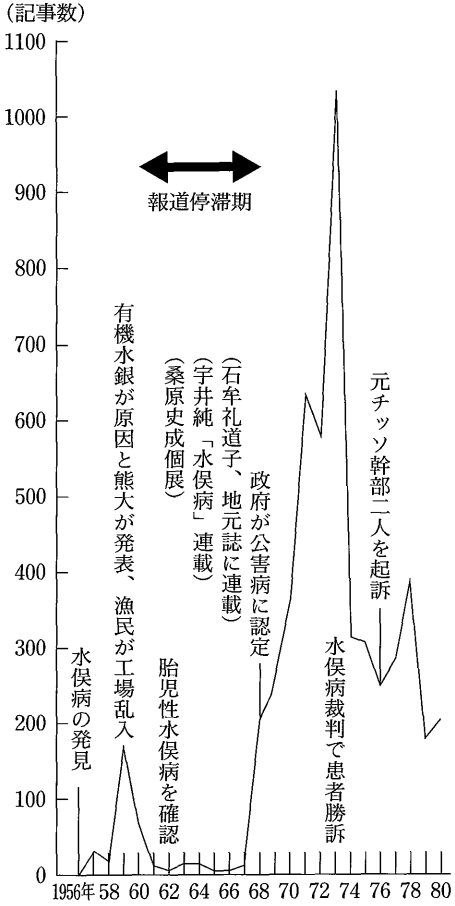

出典：朝日新聞報道取材班（1996）170頁。

ての環境政策の後退、リゾート開発などによる「観光開発」による環境破壊という事態、ないしは重大な問題を直視、重視する必要はある（大石、一九九八b、参照）。しかしこの時期（一九七〇年前後）、環境保護・自然保護に対する認識が日本社会で高まったことは重要な価値変容が日本社会で生じたと言えるであろう。

以上述べてきた、水俣病をはじめとする公害問題と、それを取り巻く日本社会の変容を踏まえ、次に水俣病に関する新聞報道とそれについての批判や評価について、主としてニュース・バリュー、およびニュースの物語といった観点に依拠しながら概観してみる。

(一) 出来事の物語化とニュース・バリュー：対立と紛争

ニュース・バリューの一つとして頻繁に指摘されるのが、「対立や紛争」である。すなわち、個人間、組織間、そして国家間で深刻な対立や紛争が生じると、その出来事がニュースとなる可能性が高まるのである。逆から見ると、ジャーナリズムは出来事を対立や紛争の構図で捉えることを好むとも言える。こうした志向を支えているのが、ジャーナリズムのみならず、社会の構成員の間で共有される物語、この場合は対立や紛争の物語である（大石ほか、二〇〇〇。大石、二〇〇四、参照）。ジャーナリズムが社会的な活動である以上、ニュース・バリューはむろんニュースの物語と密接に関連する。それ以上に、ニュースの物語がニュース・バリューを枠づけているとさえ言えるのである。

水俣病をめぐる地域紛争も、こうした対立と紛争という物語と適合したことで、ニュース・バリューとしての価値を高め、積極的に報道されるようになった。一九五九年八月、水俣漁協は補償金や浄化装置の設置を要求して、新日窒（チッソ）水俣工場と交渉したが、工場側の回答に漁民が怒り、交渉会場に乱入するという事件が起きた。これに関しては、「新日窒工場へ侵入、水俣市の漁民デモ、補償増額をせまる」（西日本新聞一九五九年八

月七日）などと報道されている。その後、報道量が急増したのが、一九五九年一一月二日に生じたいわゆる「漁民騒動」をめぐってである。この事件については以下のような見出しで報道されている（いずれも一九五九年一一月三日）。

・熊本日日新聞――工場内に再度乱入、警官と衝突、百余人が負傷、団交拒否に怒り爆発。
・熊本日日新聞――水俣病騒動の背景、行政当局漁民を見捨てていた、漁民側指導者の統率力不足も。
・朝日新聞――水俣で漁民また騒ぐ、新日窒工場で五〇数人負傷、後手の警官隊やっと鎮圧。
・朝日新聞――暴徒と化した不知火海の漁民、酒気が火に油を注ぐ、新日窒・警察にも誤算。

こうして見ると、地元紙である熊本日日新聞が、全国紙である朝日新聞よりも、被害者である漁民の側に立った報道をしていることがわかる。それに加え、この見出しを見る限り、この対立・紛争の当事者が漁民と警察を中心に描かれていることは重要である。言うまでもなく、漁民の主たる要求の相手は新日窒である。その事実が、これらの見出しでは強調されていない。この点に、表層的な対立・紛争にオーディエンスの目を向けさせる、ニュース・バリューないしはニュースの物語に内在する権力作用が見てとれるのである。

(二) 出来事の物語化とニュースの物語①：紛争の発生―展開―終結

ニュースの物語には、出来事を時間的経過の中に位置づける（ストーリー）、あるいは出来事を因果関係によって説明する（プロット）、という重要な要素が存在することは知られている。水俣病報道に関しても、この地域紛争が「紛争の発生―展開―終結」という一種のストーリーの形態で語られ、それによって報道が枠づけられたと言える。ここでは特に、この地域紛争の「終結」を印象づけた新聞記事について検討してみる。

前述した一九五九年八月の水俣漁協と新日窒との交渉、そしてそれに伴って生じた紛争の「終結」については、

次のような見出しで報道されている（傍点、大石）。

・毎日新聞――あっせん委を設置、水俣の汚水紛争、団交中止、漁民解散（八月二二日）。

・熊本日日新聞――水俣紛争円満に解決、きょう調印、双方あっ旋案受託、今後は仲良く、波乱と混乱の四年、漁民の願い一応達す（八月三〇日）。

また、その後に生じた一九五九年一一月の「漁民騒動」も、同年一二月一七日の水俣漁協と新日窒と間の調停案の合意と妥結、そして一二月三〇日に患者と新日窒との間でいわゆる「見舞金協定」が結ばれたことで「終結」を迎えることになった。この模様は次のような見出しで報じられた（傍点、大石）。

・熊本日日新聞――昨夜調停案に調印、水俣紛争、会社・漁連とも呑む（一二月一八日）。

・西日本新聞――水俣病紛争解決、調停委発足三週間ぶり、補償金年内に支払う、新日窒なお残る患者、他県補償（一二月一九日）。

・朝日新聞――解決した水俣の漁業補償、調停案一億円をのむ、細目は今後の折衝（一二月一九日）。

・西日本新聞――患者補償も解決、水俣病、年内に一時金支給（一二月二九日）。

・朝日新聞――補償調印終わる、水俣病、きょうから支払い（一二月三〇日）。

・熊本日日新聞――水俣病補償金、一ヶ月ぶりに調印、物価変動にもクギ、一時金千三百万受け取る（一二月三一日）。

・朝日新聞――一時金と年金を支給、水俣病、患者補償も解決（一二月三一日）。

これらの調停や協定が結ばれることで、地域紛争が収束に向かうという観測を示すことは、それ以前の地域紛争の深刻さを考慮するならば、確かに一面においては妥当性をもつ。しかしながら、特に「見舞金協定」は重大な問題をかかえており、この紛争の展開に大きな影響を及ぼすことになった。以下の指摘は、この点を端的に示

すものである。

「五九年一二月から六九年六月までの間に七次にわたり、患者が水俣病の認定を受けた都度、チッソと患者あるいは近親者との間で見舞金契約が締結されることになる。……将来、水俣病がチッソの工場排水によるものであることが決定した場合においても、新たな補償金の要求はいっさい行わないものとする（権利放棄条項）というものであり、この見舞金契約の効力は裁判において争われることになる。」（本間、一九七九：二八―二九）。

前掲の新聞報道の見出しでは、「権利放棄条項」については触れられていない。そこでは、地域紛争の結末が強く印象づけられる報道が行われていたのである。それに加え、一九六〇年以降、見舞金契約の交渉のみならず、水俣病の原因物質の解明、新潟水俣病の公式発表（一九六五年）など、この問題に関連する様々な出来事が生じていたにもかかわらず、一九六八年までいわゆる「報道停滞期」ないしは「報道空白期」が存在した点は強調されるべきである（図2）。この点に関連して、朝日新聞の記者はかつて次のように記したことがある。

「世界の環境問題の原点になった水俣病の報道は現在も続いている。しかし、その長期にわたる報道には『痛恨の停滞期』があった。その間、真実に鋭い目を向けていたのはマスコミに属さない取材者たちだった。」（朝日新聞報道取材班、一九九六：一六八）

これについては、「他の新聞も大差はない。最初に報道が盛り上がってから六八年にキャンペーンを始めるまでの約八年間」（同：一七〇―一七一）が「報道停滞期」であったという説明が加えられている。また石牟礼は、水俣病をめぐるマス・メディア報道について次のように記している。

「水俣市民会議の動きとやや平行しつつ地元熊日紙キャンペーン『水俣病は叫ぶ』。続いて朝日新聞キャンペーン開始。……漸次、全マスコミ、潜在している諸公害の発生の予兆に対して感度高まり……。国民の生存権の危機感の反映……。しかしおそろしくマスコミは忙しくて忘れっぽい」（石牟礼、一九六八：二七〇）。

水俣病は一時期、確かに積極的に報道されるようになった。しかし、「忙しくて忘れっぽい」マス・メディアによって、水俣病は「発生―展開―終結」という物語によって報じられ、語られることになった。そして、「終結」を迎えたと判断された水俣病をめぐる地域紛争は、ニュース・バリューを低下させ、八年もの間報道量を著しく減少させることになったのである。

(三) 出来事の物語化とニュースの物語②：報道の中立性、そして客観報道との関連で

日本新聞協会の「新聞倫理綱領」（二〇〇〇年改正）には、「正確と公正――新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである」という項目がある。ここで言う「正確かつ公正」な報道を行うためにジャーナリストの間で広く共有されているのが、報道の中立性という理念かつ立場であり、客観報道という手法である。

ところが水俣病の初期報道について見ると、こうした理念や手法がかえって様々な問題を引き起こしていたことがわかる。特に一九五九年から一九六一年にかけての、水俣病の原因究明に関する報道がその典型的な例である。以下の指摘は、その点を明らかにしている。

「チッソ側がつぎつぎと打ち出してきた『非水銀説』（当時、水俣病の原因はチッソ工場の有機水銀であることは熊本大学研究班の調査で明らかにされていた―大石）に振り回され、『原因の確定を引き延ばそうとする工作』に新聞もやすやすとのせられてしまった。……対立や論争がある場合には、『報道は中立でなければならない』という原則があり、この『報道の中立』が逆手にとられたのだといえよう。」（柴田、二〇〇〇：一三二―一三三）

ここで言う「原因の確定を引き延ばそうとする工作」は、新聞紙上においては、「非水銀説」に関する報道に

限られていたわけではない。それは、「原因究明」そして「原因物質の解明」という言葉によっても言い換えられていた。そして、この言い換えこそが「チッソを免責し、『工場排水の排出停止』という有効な対策の提起を排除し、……チッソの生産拡大を優先させる」（小林、二〇〇四：一五二）という結果を生み出したのである。

このように「正当な論争の空間」では、客観性とバランスのとれた報道を行うことがジャーナリストにとって重要な価値であり、課題となる。しかし、水俣病報道の場合、この価値が結果的に被害を拡大させ、問題の解決を遅らせた要因の一つになったと言える。以上の点から、客観報道という手法によって「ニュースやジャーナリズムが、価値を担い、選択的な性質を有するということ、そして体制側につくという根深い偏向をもつことが隠蔽されてしまう」（McNair, 1998: 72）という批判が説得力をもって展開されることになるのである。

四　「潜在化（non-event, non-issue）」する水俣病

次に検討したいのは、一九五九年に全国レベルで大きく報道される以前の、水俣病が社会問題あるいは政治的・社会的争点として日本社会で広く認識されていなかった時期、すなわち社会問題ないしは社会的な争点として潜在化（non-event, non-issue）していた時期の、「水俣」をめぐる新聞報道である。

この問題について考察する際に有用なのが、言説分析の中でも重要位置を占める「間テクスト性（intertextuality）」という概念ないしは分析用具である。というのも、水俣病に関する新聞記事（＝テクスト）は、必ずしもその記事単独で意味が生産され、消費されるわけではなく、例えば水俣という地域に関するそれ以外の記事との関連から意味が生産され、消費されているからであり、間テクスト性という概念はまさにそこに焦点をあて、分析対象とするからである。この概念は次のように説明されている。

「間テクスト性は、テクスト間の『結びつき』を問題にする。そして、他のテクスト、言説、テーマ、あるいはメディアとの関連を通して、テクストがオーディエンスに意味を伝達する過程として定義されうる。……この概念は、テクストが孤立して存在するのではなく、あるテクストは他のテクストとの関係の中で理解されるということを強調する。」(Casey, et. al., 2002: 127)。

「間テクスト性という概念は、あるテクストの生産と解釈（それはテクスト消費の一部を構成する）において、人々が文化的に利用可能なそれ以外のテクストやテクストのタイプにいかに依存するかを問題にする。」(Fairclough, 1998: 145)。

以下ではこの概念を参照しながら考察を試みる。

(一) 「地域振興」という物語、そして儀礼としての選挙

ここではまず、前述した西日本新聞の最初の水俣病報道以降に実施された一九五八年二月一二日の水俣市長選挙、一九五九年三月の熊本県議会議員選挙、そして同年四月に実施された水俣市議会議員選挙に関する新聞記事を通して、水俣病の潜在化という問題について考えてみたい。

水俣市長選挙―一九五八年

一九五八年二月の水俣市長選挙に関する熊本日日新聞の記事（一九五八年二月三日）を見てみる。この記事の見出しは、「雨のなか火ブタ切る、水俣市長選と市議補選」となっている。この記事には、中村止（保守系）、橋本彦七（革新系）、両候補者の「抱負」などが掲載されているが、そこでは水俣病は言及されていない。両候補の主な抱負は以下のようにまとめられている。

・中村止――「公平無私、不偏不党をモットーに奉仕する」「産業振興、工場誘致で失業者のない街を作る」「観光、衛生両施設の充実に努力する」。

・橋本彦七――「人命の尊重、民主教育の振興、財政の確立の三点を基礎とし、福祉都市の形成を目的とする」「社会保障、市民の健康と民生の安定に努める」「生きた市政、美しい環境都市、産業道路の整備を促進して市の経済圏を拡大する」。

この選挙の結果、中村候補が当選した。二月一四日の各紙はこの結果を伝えたが、朝日新聞と毎日新聞、両紙は「新市長に望む」という記事を掲載している。そこで取り上げられたのは、以下の人々の声だけであった。

・朝日新聞――「水俣商工会議所専務理事」、「湯之児町旅館業」、「会社員」、「失対労務者」、「主婦」。

・毎日新聞――「水俣市議会事務局次長」、「時計楽器商」、「農業」、「主婦」。

この選挙報道を通じて、水俣病に関する記事はなく、「市民の声」においても水俣病の被害者、あるいは漁民の声はまったく掲載されていない。さらに、選挙後の記者との会見でも、中村市長は水俣病に触れることはなかった（例えば、西日本新聞一九五八年二月二三日）。この選挙では、両候補者の対立という物語にそって報道が行われ、そして選挙戦のなかでは「産業振興・工場誘致」「福祉都市」「社会保障」といった「地域振興」の物語が語られ、報道されたのである。地域振興という物語によって選挙関連のテクストは生産・消費され、水俣病をめぐるテクストはそこから排除されていたのである。

熊本県議会選挙・水俣市議会選挙―一九五九年

次に、一九五九年三月に実施された熊本県議会選挙についての新聞報道を見てみる。一九五八年二月の市長選挙以降、水俣病についてはいくつかの記事が掲載され、その問題の深刻さに対する認識は次第に深まってきたと

いえる。熊本日日新聞に限っても、かなりの紙面をさいて報道が行われている。その代表的な記事の見出しを掲げておく。

・『水俣奇病の原因は新日窒の廃棄物』厚生省科学班が推定（一九五八年七月八日）。
・水俣病が新発生、カニ食べた少年、魔の禁猟区は獲り放題（一九五八年八月一七日）。
・［日曜ストーリー］〝水俣病〟に悲しみの一家、相次いで二人が発病、姉は死に、弟は盲目に（一九五八年八月二四日）。
・『水俣病』に国際的なメス、米国からはるばる二博士、患者を診察、魚介類も採取（一九五八年九月一八日）。
・『水俣病』に新患者？　禁猟区域外のタコ、夫が毎日とり、食べ続けた妻（一九五八年一〇月一八日）。
・［今年来年］水俣病、望まれる原因究明、援護対策も軌道に（一九五八年一二月二九日）。

このように、水俣病は当時少なくとも熊本県のレベルでは、かなり深刻な社会問題として認知され、報じられるようになったことがわかる。また、政府（主に厚生省）、国会、熊本県議会、水俣市議会、それぞれのレベルで対策の必要性が論じられ、予算措置も講じられるようになった。しかし、それにもかかわらず、一九五九年の熊本県議選と水俣市議選においては、報道量が水俣市長選に比べ非常に少なかったこともあり、水俣病問題はまったく選挙の争点として報道されることはなかった。

例えば、熊本県議会選挙の場合、「水俣市（定員二人）、無投票に落ちつくか、自社一人ずつ出馬」（熊本日日新聞、一九五九年三月二八日）という見出しでごく簡単に報じられている。また、市議選についても「三〇日の審判を待つ、水俣市議」（同、一九五九年四月二三日。立候補者の顔写真を掲載）、選挙後の「新市議・晴れやかに登場」（同、一九五九年五月二日。当選者の顔写真を掲載）というように立候補者と当選者の紹介のみに終始した報道と言

っても過言ではない。制度化された政治参加の機会である選挙において、水俣病が地域的な問題や争点として提起されることはなかった。もちろん、こうした報道は、当時の（あるいは現在も）儀礼的な地方選挙の実態を反映しているという見方もできる。地方選挙では概して、地域の社会問題や争点が直接に住民の投票行動を左右する可能性は低いからである。

とはいえ、比較的多くの紙面をさいて水俣病を報道してきた地元紙の熊本日日新聞も、そうした状況を受容し、単なる儀礼的な選挙報道しか行わず、選挙期間中に水俣病を解決すべき地域問題として、地域社会の争点として積極的にすえることはなかった。地方選挙の儀礼に支配された新聞報道のテクストは、当然のことながら水俣病に関するテクストを排除する結果になったのである。

(二)「中心＝われわれと周辺＝彼ら」という物語

先に述べたように、物語は複数の出来事を関連づける作用がある。それに加え、物語は出来事に関与する人々、組織、そして空間（ないしは場所、地域）を意味づけ、評価を付与する機能も担う。こうした物語は、前述したように、ある出来事を報道する際のマス・メディアのニュース・バリューに大きく影響する。間テクスト性とは、そうした同時期の複数の出来事間の関係、そしてそれに関与する複数の人々・組織・空間の間の関係、さらにはそうした関係を歴史的な観点から考察するための概念である。

ここではまず、「中心と周辺」の関係を中心とする物語について、間テクスト性の観点から検討を試みる。全国紙、特に朝日新聞による水俣病報道の「判断ミス」のひとつとして、「水俣病をローカルニュースとしてとらえた」（柴田、二〇〇〇：一三〇）ことがあげられている。全国紙の場合、「東京―熊本―水俣」という階層図式の中で当初この問題は扱われ、低いニュース・バリューしか付与されなかった。ブロック紙である西日本新聞の

場合、通信社から配信される記事を除けば、この図式は「福岡―熊本―水俣」となる。また、地方紙の熊本日日新聞の場合、同様の条件下で見ると、それは「熊本―水俣」となる。水俣という地域は、それぞれのマス・メディアや地方メディアにおいて、周辺に位置づけられていたと言える。

それに加えチッソ工場は水俣にとって最重要の産業であり、それに対する地域経済の依存度もきわめて高かったことは広く知られている。その中で当問題の被害者の社会的位置づけは低いものであった。その状況を以下の指摘は明確に示している。

「患者を出した漁家の多くは外地からのかつての引揚者であるが、引揚者の中でも才覚のあるものはチッソに就職し、残りのものがその日からでも暮らしの立つ漁民になったと云われる。……大局としては、水俣病の被害者は、社会経済的にみて、水俣病の発生以前から、地域のマイノリティグループであったと云えよう。」（飯島、一九八四：一七七）。

こうして見ると、水俣病は、水俣という周辺に位置づけられた空間において、そしてその空間の中で「マイノリティグループ」として社会的に周辺に位置づけられた人々を中心に発生した公害病ということができよう。水俣ではその対極に地域振興、産業振興、経済発展といった物語を具体化するチッソが存在していたのである。実際、こうした物語にそった水俣に関する報道は数多くなされていた。以下の新聞記事の見出しはその一部である。

・西日本新聞――市税の半分を負担、水俣新日窒の市税調査（一九五五年九月一一日）。

・西日本新聞――水俣港の修築プラン、調査委員会で成案、工費六億七年で（一九五六年一月一八日）。

また、前述したように、一九五六年の「公式確認（発見）」以降、水俣病の報道量は急増したが、そうした状況下でも以下のような記事が掲載されている。

・熊本日日新聞――近代化する新日窒、並ぶ巨大な石炭ガマ、二つの大工事、能率と合理化をめざし（一九五八年一月一四日）。

近代（特に第二次世界大戦後の）日本社会においては、一九五〇〜六〇年代の激しい政治・社会対立や紛争、そして労使紛争などが一方において生じながらも、日本社会の構成員の多くは、地域振興、産業振興、経済発展といった価値を優先させ、それに関する物語を共有し、「生産力ナショナリズム」の傾向を支持することで、主流の「国民」に参入する資格を獲得してきたという経緯がある。この価値や物語を媒介として、まさに国民的なアイデンティティが形成され、そうした帰属意識を有し、自己確認を行うことで、日本社会の構成員は「われわれ」意識を醸成してきたのである。高度経済成長の準備期ともいえる一九五〇年代において、水俣病の被害者はこうした「中心＝われわれ」に属さない人々と見なされ、「周辺＝彼ら」と位置づけられていたのである。

それに加えて、被害者としての漁民とそれ以外の漁民との間も問題が生じていたが、この点はきわめて重要である。被害者は身近な職業組織や近隣社会によっても、「彼ら」と位置づけられるようになったのである。そして、この状況は、以下に見るように水俣病報道によって促進されたという側面をもっていた。

「（水俣病に関連する漁業不振と、それに関連する報道をめぐって）被害者であるべき患者が加害者的立場に立たされ、それを支援、擁護する記事が出れば出るほど、患者とその家族の苦しみは大きくなるという結果を生んだ。」（カッコ内引用者、森、一九七〇：五九）。

こうした関係は、じつはジャーナリストと被害者との間にも見られた。一般的なジャーナリストの価値観においては、以下の指摘にあるように、被害者がやはり「周辺＝彼ら」と位置づけられることは稀ではなかったと言える。

「水俣病患者たちは近代社会に包摂されないままの人たちだから、新聞記者の期待する通りの動きや反応を見せないことの方が多い。……水俣病そのものが、その歴史的経過からして、解きほぐし難く複雑化しているので、せっかちな記者は出来合いのパターンを安易にあてはめて、事足れりとしようとする。」（宮沢、一九七二：二六）。

以上述べてきたように、水俣病の被害者については、水俣という日本社会における空間的な位置、水俣における社会的な位置、そして「奇病」という名づけに象徴される職業組織や近隣社会における位置、いずれにおいても「周辺＝彼ら」という位置づけが行われていたと言える。その結果、この問題は社会的に長期間潜在化し（non-event, non-issue）、顕在化した後も、適切な定義づけや意味づけが困難になったと考えられるのである。

五　結び

二〇〇四年一〇月一五日、最高裁判所は「水俣病関西訴訟」において、国家政府と熊本県の行政責任を明確に認める判決を下した。翌一六日の主要紙は一面トップで「水俣病、国・県の責任確定」（朝日新聞）、「最高裁、行政責任認める」（毎日新聞）、「水俣病、国・県に責任」（読売新聞）、という見出しで大きく報じ、判決要旨や関連記事を数多く掲載した。また社説では、「国の怠慢が裁かれた」（朝日新聞）、「行政の不作為もう許されない」（傍点、大石。毎日新聞）、「半世紀要した行政責任の確定」（読売新聞）、というように厳しい論調で行政を批判した。水俣病の被害の大きさと深刻さを考慮するならば、そうした報道や論評はきわめて妥当ものだと言えよう。

本稿は、一九五〇年代の水俣病報道を中心に、いくつかの観点から検討を行ってきた。そこでは「ジャーナリズムの不作為」についても論じてきた。新聞紙面やニュースの時間枠が限定されている以上、ニュースの生産過程において、ニュース・バリューに応じて社会的出来事が選別され、優先順位がつけられるのは当然である。そのことを認識しながらも、個々のジャーナリストやジャーナリズム組織がそうした不作為を反省し、批判することは、それ自体有用かつ重要な作業であることは論を待たない。本稿でも参照したいくつかの文献や論文に見られるように、水俣病報道をめぐっても、いわゆるジャーナリズム批判がジャーナリスト自らの手によって厳しい

論調で行われてきたのは事実である。

しかし、ジャーナリズム研究がその段階にとどまることは許されない。そうした不作為を生み出した理由や要因について、マス・コミュニケーション論をはじめとする既存の研究成果を参照しながら、批判的に考察することが求められるのである。本稿もむろん、主として言説分析に依拠しつつ、そうした問題関心に立った一つの試みだったのである。

引用・参考文献・論文

朝日新聞報道取材班（一九九六）『戦後五〇年、メディアの検証』三一書房。

飯島伸子（一九八四）『環境問題と被害者運動』学文社。

石牟礼道子（一九六八）『苦海浄土――わが水俣病』講談社。

大石裕（一九九八a）「客観報道論再考――マス・コミュニケーション論の観点から」鶴木眞編『客観報道――もう一つのジャーナリズム論』成文堂、六七―九二頁。

大石裕（一九九八b）『政治コミュニケーション――理論と分析』勁草書房。

大石裕（二〇〇四）「ニュース分析の視点――内容分析と言説分析」『法学研究』第七七巻一号、一〇三―一二五頁。

大石裕ほか（二〇〇〇）『現代ニュース論』有斐閣。

小林直毅（二〇〇四）「水俣病事件報道にかんする批判的ディスクール分析の試み」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』、藤原書店、一一七―一六〇頁。

柴田鉄治（二〇〇〇）『科学事件』岩波書店。

高峰武（二〇〇四）「水俣病とマスコミ――主に地元紙の視点から」原田正純編『水俣学講義』日本評論社、一二三―一六一頁。

橋本道夫編（二〇〇〇）『水俣病の悲劇を繰り返さないために――水俣病の経験から学ぶもの』中央法規出版。

フィスク・J・（一九八七＝一九九六）、伊藤守ほか訳『テレビジョン・カルチャー』梓出版社。

本間義人（一九七九）『公害裁判』教育社。
宮沢信雄（一九七二）「水俣病患者と新聞記者」『新聞研究』二五－二七頁。
森茂（一九七〇）「公害記者『水俣病』を追って」『新聞研究』五八－五九頁。

Casey, B. et. al. (2002) *Television Studies: The Key Concepts*, Routleadge.
Fairclough, N. (1995) *Media Discourse*, Edward Arnold.
Fairclough, N. (1998) 'Political Discourse in the Media: An Analytical Framework', Bell, A. and Garrett, P. *Approaches to Media Discourse*, Blackwell Pub., 142-162.
Hall, S. (1980) 'Encoding/Decoding', Hall, S. et. al. eds., *Culture, Media, Language*, Hutchinson.
Hallin, D. C. (1989) The "Uncensored War": *The Media and Vietnam*, Univ. of California Press.
McNair, B. (1998) *The Sociology of Journalism*, Arnold.

[追記] 本稿は、文部科学省科学研究費による共同研究プロジェクト『水俣病事件報道のメディアテクストとディスクールにかんする研究（二〇〇三－二〇〇五年度）』（代表研究者：小林直毅、長崎シーボルト大学）の研究成果の一部である。大石以外の研究分担者は、伊藤守（早稲田大学）、藤田真文（法政大学）、小林義寛（日本大学）、別府三奈子（大分芸術文化短期大学）の各氏である。本稿で用いた新聞記事は、水俣市にある相思社において小林直毅氏を中心に収集され、提供されたものを用いた。本稿の内容は、当プロジェクトの研究会での討議に負うところが大きい。なお、この研究会には、烏谷昌之（法政大学・尚美学園大学：非常勤）、山口仁（慶應義塾大学大学院）、山腰修三（同）の各氏も参加している。